

## あいち認証材 CO<sub>2</sub>貯蔵量認定制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、あいち認証材を使用した建築物及びあいち認証材を積極的に利用した企業等の取り組みに対して、あいち認証材の使用によるCO<sub>2</sub>貯蔵量を審査し、認定する「あいち認証材CO<sub>2</sub>貯蔵量認定制度」の運用について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 あいち認証材を使用した建築物や企業等が取り組みで利用したあいち認証材のCO<sub>2</sub>貯蔵量を証明し、認定証を交付することで、県民や企業・団体の環境貢献度を「見える化」し、あいち認証材の普及啓発及び利用拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 本認定制度において用いる用語の定義は次のとおりとする。

#### (1) あいち認証材

愛知県産材認証機構の認定事業体が愛知県内で産出された木材であることを証明した木材・製材加工品をいう。

#### (2) 建築物

住宅、事務所、商業施設、公共建築物等、その他建築物をいう。

### (認定の条件)

第4条 県内の建築物において、その構造や内外装にあいち認証材が使用され、当該年度内にあいち認証材使用部分の施工が完了すること。

企業等においては、継続した取り組みの中で、あいち認証材を積極的に利用していること。

### (認定の申請)

第5条 認定を受けようとする建築主、建築士、工務店及び企業等は、以下の書類を当該年度の当該年度の12月28日（休日等に当たる場合は、休日等の前日）までに知事宛てに提出するものとする。

#### (1) 認定申請書（様式第1号）

#### (2) 木材使用量計算書（様式第2号）

#### (3) 「あいち認証材」であることを証明する書類（出荷証明書、出荷伝票の写し等）

#### (4) 木材使用量計算書（様式第2号）の記載内容の根拠（樹種、資材の種類（製材、合板等）毎の使用量が確認できる）書類（任意様式）

2 前項の書類の提出先は、別表1のとおりとする。

3 書類を受領した各農林水産事務所は、当該年度の1月31日（休日等に当たる場合は、休日等の前日）までに書類のとりまとめの上、農林基盤局林務部林務課あいちの木活用推進室に提出するものとする。

（CO<sub>2</sub>貯蔵量の認定）

第6条 知事は、認定の申請があった場合、その内容について第4条の条件に適合していると認められたときは、提出された木材使用量計算書から、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日3林政産第85号林野庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、あいち認証材のCO<sub>2</sub>貯蔵量を以下の方法により算定し、認定するものとする。

CO<sub>2</sub>貯蔵量（t-CO<sub>2</sub>）

=①あいち認証材使用量×②密度×③炭素含有率×④二酸化炭素換算係数

① あいち認証材使用量（m<sup>3</sup>）

② 密度（t/m<sup>3</sup>）：（製材）別表2の値に0.87を乗じた値を使用する  
別表2に記載のない樹種については、ガイドライン（参考1）を参照し、その値に0.87を乗じた値を使用する  
（合板）ガイドライン（参考2）に記載の合板の値を使用する  
（木質ボード）ガイドライン（参考2）に記載の木質ボードの値を使用する

③ 炭素含有率：ガイドライン（参考3）の値を使用する

④ 二酸化炭素換算係数：44/12を使用する

2 知事は、様式第3号により「あいち認証材CO<sub>2</sub>貯蔵量認定証」を申請者に交付するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附則 この要領は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する。

附則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附則 この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

附則 この要領は、令和 3 年 9 月 27 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。

附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

## 認定申請書類の提出先一覧

名 称	所在地	電話番号
尾張農林水産事務所 林務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-1689
海部農林水産事務所 農政課	〒496-8532 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2152
知多農林水産事務所 林務課	〒475-0903 半田市出口町 1-36	0569-21-8111
西三河農林水産事務所 林務課	〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2731
豊田加茂農林水産事務所 林務課	〒471-8566 豊田市元城町 4-45	0565-32-7369
新城設楽農林水産事務所 林業振興課	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字小貝津 6-2	0536-62-0547
新城設楽農林水産事務所 新城森林総合センター 新城林務課	〒441-1383 新城市字東入船 115 番地 新城市役所東庁舎内 2 階	0536-24-1006
東三河農林水産事務所 林務課	〒440-0806 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6175
農林基盤局林務部 林務課あいちの木活用推 進室	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6884

別表 2

樹種	気乾密度
ヒノキ	0.44
スギ	0.38

※ここに記載のない樹種については、ガイドライン（参考 1）の値を参照する。